

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年11月26日開催 全国信用金庫協会]

1. 事業者支援等について

- 先般の緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は足許大きく減少しており、感染の落ち着きにより経済活動は徐々に再開されてきたが、事業者の状況については、引き続き、売上の回復スピードは緩やかであるといった、厳しい見方も聞かれている。
- こうした中、11月19日、政府として「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定したところであり、今後は、感染対策を講じながら、経済の回復に向けてより一層注力していくことが重要。
- 11月24日開催した「金融の円滑化に関する意見交換会」において、金融担当大臣より改めて要請したところであるが、今般の経済対策に盛り込まれた施策も適切に活用し、引き続き地域の中小・零細事業者にも身近な存在として、事業者のニーズに応じた資金繰り支援や本業支援に加え、ポストコロナに向けた前向きな資金供給等に、地域の関係者と連携して積極的に取り組んでいただきたい。
- また、財務局によるヒアリング等をもとに取りまとめ、7月に還元させていただいた「取組事例集」に関し、今事務年度も、事業者支援や地域活性化の好事例等を積極的に紹介したいと考えている。各金融機関においては、こうした事例について各種ヒアリングや意見交換会等を通じて紹介いただければ幸い。

2. 貸出条件緩和債権の判定に係る実抜計画の柔軟な取扱いについて

- 金融機関が返済猶予等の貸出条件の変更を行ったとしても、融資先企業がいわゆる「実抜計画」を策定した場合には、当該貸出金を貸出条件緩和債権には該当しないものとして取り扱うことが可能。

- これについては、9月10日に各協会等に宛てて発出した要請文において、コロナによる影響の全容が見通し難いこと等を踏まえ、その柔軟な取扱いも差し支えない旨を明確化。
- 10月8日、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方として、
 - ・ コロナの影響収束の見通しが立つまでの期間等を加味して、合理的と考えられる範囲において、実抜計画の期間を延長することや、(3年や5年よりも)長期の期間設定とすること、計画策定までの期限を「最長1年以内」に限らず猶予すること、
 - ・ コロナ以前の実績や一定の仮定の下で簡易に推計した想定を用いることで、コロナの影響収束後の見通しが立つまでの間、実抜計画として取り扱うことなどが考えられることを日本公認会計士協会等とも調整を行った上で、実例とともにQ&A形式で整理・公表。
- 本資料も参考にしつつ、引き続き、事業者に寄り添った資金繰り支援を徹底していただきたい。

3. 『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則の運用について

- 昨年12月1日に『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則の適用が開始され、申込が相応になされている。本特則を活用した個人債務者の支援に尽力いただいていることに感謝申し上げます。
- 本特則の運用に際しては、これまで、債務整理の対象債務についても、例えば、2020年2月2日以降の住宅ローンや2020年10月31日以降の債務を、一律に対象債務として認めないといった硬直的な運用とならないよう、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めること等を要請している。
こうした要請を踏まえ、引き続き、登録支援専門家やガイドライン運営

機関と連携し、債務者の生活の再建のために適切な対応に努めていただきたい。

- なお、委嘱された登録支援専門家からの提案が弁済額ゼロ円であることをもって、具体的な理由を提示することなく、不同意とされたとの声も聞いている。

仮に不同意との判断に至った際には、登録支援専門家に対し不同意に至った理由を明らかにし、ガイドラインの趣旨に沿った説明責任を果たしていただくよう重ねてお願いしたい。

4. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 10月5日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集を公表。
- その中では、例えば、中期経営計画で無保証融資割合の目標を設定、公表した事例などを紹介。
- 特に自金庫の取組状況に鑑みて、不十分と考えている金融機関においては、こうした事例も参考にしながら経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めていただきたい。
- 経営者保証については、今年度の成長戦略実行計画等でも挙げられるなど、社会的な関心の強い分野であり、引き続き更なる取組みをお願いしたい。
- なお、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等を踏まえ、個別にフォローアップヒアリングを行っていく。その際には、事業性評価に対する取組みなど、金融仲介機能の発揮のための方策についても合わせて伺うことを考えている。

5. 地方税用QRコードの導入について

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、地方税等の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税用QRコードの統

一規格を取りまとめ、令和5年度課税分から当該QRコードの活用を開始できるよう措置するとされている。

- このQRコード導入は、我が国における経済社会活動全般のデジタル化の推進に係る重要な取組みの1つであり、また、預金取扱金融業界全体として強く要望してきたものであることを踏まえ、令和5年度からのQRコードの活用開始に間に合うように着実に準備を進めていただきたい。
- 協会においては、責任を持って業界団体としての役割を果たすべく、会員金融機関の準備状況をしっかりとフォローするなど、信金業界全体として対応に遺漏なきよう努めていただきたい。また、金融庁としても、金融機関の取組みを確認し、対応を促してまいりたい。

6. 還付金詐欺被害の増加について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、在宅の機会が増えたことに乗じた還付金詐欺などの被害が増加する中、各金庫において、70歳以上の顧客についてATMにおける振込限度額を設定するなど、被害の拡大防止に向けた取組みを実施しているものと承知。
- しかしながら警察庁の統計によれば、令和3年に入ってから、還付金詐欺の認知件数・被害金額が増加しており、特に60代後半の高齢者を狙った還付金詐欺が急増している。
- こうした犯罪被害の発生を防止するため、前述の被害状況を踏まえた預金者の啓発・注意喚起や、ATM周辺での携帯電話の利用自粛といった取組みを通じて、引き続き、預金者の保護に向けた取組みを検討・実施していただきたい。

7. REVICareer(レビキャリア)の本格稼働について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業

の経営人材確保を支援している。

- 10月1日より、地域経済活性化支援機構（REVIC）に整備する大企業人材の情報登録システム（通称「REVICareer（レビキャリア）」）が、本格稼働。今後は、有料職業紹介事業の許可を受けている地域金融機関等は、レビキャリアに登録されている大企業人材に、システム上でアプローチが可能となる。
- レビキャリアも積極的に活用いただき、人材マッチングも含めた地域企業の経営課題解決支援等に取り組んでいただきたい。

8. 電話転送サービスを悪用した不正送金について

- 通信事業者の提供する電話転送サービスを悪用し、金融機関が本人確認のために用いる IVR 認証を不正に利用する手口が確認されている。
- 関係省庁の協力・申入れもあって、現在、複数の通信事業者において、こうした電話転送サービスの悪用防止に向けた検討を進めているところ。
- これまでに確認されてきた不正送金などの手口も踏まえ、例えば、IVR 認証と SMS 認証を併用したセキュリティの高度化を図るなど、いま一度、不正送金の防止に向けた対策の強化を検討いただきたい。

9. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を11月5日に公表。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関する社内規定について整備いただいているところであるが、金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた相談内容の中には、自筆困難者等からの代筆の依頼を拒否した事例が見られる。
- 現場職員へ代読・代筆の規定等を浸透させるため、障がい者対応研修等の

機会を通じて職員の対応力向上に努めていただきたい。また、顧客周知の観点から、支店窓口において代読、代筆、筆談、手話対応を可能とする旨の表示に努めていただきたい。

- また、7月から「日本財団電話リレーサービス」により公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されたため、当該サービスの活用も検討いただきたい。
- その他の項目においてもアンケート結果を参考にし、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

(参考) アンケート結果概要 (令和3年3月末時点)

- ・ 視覚障がい者対応 ATM の設置率(全 ATM のうち視覚障がい者に対応している ATM の割合)は、預金取扱金融機関全体で 92.2% (信用金庫は 94.6%)
- ・ 代読の手続に関する内規の整備状況は全体で 97.6% (信用金庫は 95.7%)
- ・ 預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で 99.6% (信用金庫は 100%)
- ・ 社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で 76.6% (信用金庫は 61.0%)
- ・ 窓口において代読・代筆、筆談又は手話対応を可能とする旨の表示を行っている先は全体で 67.3% (信用金庫は 39.0%)
- ・ 聴覚障がい者からの連絡について、電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で 8.9% (信用金庫は 7.5%)

10. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回の概要 について

- 10月25日、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回会合が開催され、事業成長担保権（仮称）の具体的な活用事例や、制度設計上の論点などについて議論された。
- 事業成長担保権（仮称）は、既存の不動産担保などの実務を否定するものではなく、あくまで事業者支援における追加的な選択肢。今回、活用のイメージについても具体的なものが示されたので、各金融機関へ丁寧に説明をしてまいりたい。
- 今回の議論を踏まえ、「論点整理」の改訂版を作成・公表し、法務省法制審議会担保法制部会における議論を強力に後押ししていく。この「論点整理」

は、寄せられた様々な意見を整理して掲載したものであり、具体的な方向性は今後の議論の中で固められていくことになる。より良い実務の発展に向けて、引き続き、忌憚のない意見をいただきたい。

11. 「事業者支援ノウハウ共有サイト」の二次追加登録の公募結果について

- 「事業者支援ノウハウ共有サイト」に関して、9月1日から15日まで、参加機関・職員の二次追加登録の公募を実施した結果、新規・追加の参加希望が48機関、112名及び閲覧27機関の応募があった。今後は、179機関参加者423名、閲覧72機関の規模で進めてまいりたい。

12. 書面・押印・対面手続の見直しについて

- 書面・押印・対面手続の見直しについては、6月末までに関係法令・監督指針等の改正を行って環境整備を行ったところ。
- 金融庁としては、業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しに関する各業界の取組みを促すため、その進捗状況に関するアンケートの実施を各業界団体をお願いした。協会においては、既に会員金融機関に対してアンケートを発出していただいたと承知しているが、年内を目途に各業界団体を集めた検討会を開催し、その場で結果の報告をお願いしたいと考えている。
- これにより、好事例や課題等の共有を図るほか、検討会での議論を踏まえ、各業界において更なる取組みを着実に進めていただきたい。

13. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表等について

- 11月10日、金融庁ホームページにて、9月に続き、「金融事業者リスト」を公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者でリストへの掲載を希望する旨の報告（9月30日期限）があった先のうち、原則の各項目と各金融事業者の取組方針との対応関係が明確であることが確認できた先のみとなる。

- 「金融事業者リスト」の作成は、昨年8月の金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書の提言を踏まえている。金融事業者からの報告内容をみると、取組状況を検証、評価するのに役立つ事例も見受けられる。
- 具体的には、例えば、「顧客にふさわしいサービスの提供（原則6）」におけるアフターフォローなどのサービスに関して、「定期的」や「丁寧」などといった抽象的・主観的な表現ではなく、どのような場合に実施するか・目的・内容等を具体的・定量的に示しているもの、更には、「動機づけの枠組み等（原則7）」について、業績評価の項目として、単に「顧客本位に資する」といった抽象的な説明ではなく、具体的な評価項目を示しているものがある。
- 他方で、引き続き、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと見受けられる先もある。
- 金融庁としては、取組状況のモニタリングも含め、金融事業者と対話を行い、好事例の公表を行う予定である。各金融機関においては、来年に向けて取組方針に基づく取組状況の整理を意識して対応していただきたい。

14. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始され、既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しているところ、各金融機関においても、
 - ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
 - ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくことを検討するなど、本制度を活用いただきたい。

15. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理について》

- 継続的顧客管理については、マネロンガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示しているが、その内容について、わかりづらいとの声があることは承知している。
- そのような声を踏まえ、現在、SDDについて、よりわかりやすくお示しできないか検討を行っているところ。

《マネロン広報について》

- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を行う予定。
- 広報についても、各業界団体から、より広く国民へ周知してほしいとの声があることから、その意見を踏まえ、今後の広報活動等について検討してまいりたい。

16. バーゼルⅢの国内実施について

- バーゼルⅢの国内実施については、9月から実施したパブリック・コメントにおいて、内部モデルを採用しない国内基準金融機関への適用を1年後ろ倒しし、2024年3月末から適用可能とする案を示したところ。
- その後、11月19日に経済対策が閣議決定され、「中小企業等の足腰強化と事業環境整備」に関する施策として、「銀行等向け資本規制の柔軟な運用を通じた事業者支援に資する貸出余力の確保」が盛り込まれた。

- これは、新型コロナウイルス感染症対策や地域活性化のためのエクイティ支援に万全を期すため、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、その適用時期を更に1年延期し、2025年3月末からの適用を可能とするもの。
- 引き続き、関係者と対話を行いながら、準備を進めてまいりたい。

17. マイナンバー告知義務に係る経過措置終了後の取扱いについて

- 証券口座については、税法において、顧客にマイナンバーの告知義務が課されているところ、2016年より前の既存顧客については、2021年末まで告知義務を猶予する経過措置が講じられている。
- この経過措置が終了することとなるが、顧客に対し、引き続き、マイナンバーの告知は法律で定められた義務であることを説明の上、マイナンバーの提供を求めている。
- ただし、経過措置終了後であっても、法令に根拠となる規定がない場合、顧客からのマイナンバーの提供がないことのみをもって手続自体を制約する必要はない。
- 今後、以上の事項に関して、関係業界団体等に対し周知依頼を発出予定であるところ、対応をお願いしたい。

18. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、11月1日時点のデータによると、交付枚数は5,000万枚弱、人口に対する割合は39.1%まで増加している。カード普及に当たり様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2020年11月 → 2021年11月)
交付枚数：約2,777万枚 → 約4,995万枚 (対前年+約80%)
人口に対する交付枚数率：21.8% → 39.1%

- 今般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになることなど、カード取得のメリットがさらに拡大することを踏まえ、デジタル庁より各業所管省庁に対し、改めてカード普及への協力要請があった。これを受け、金融庁からも各業界団体に対し、改めてカードの更なる普及に向けた協力依頼を発出する予定。政府としては、今後とも、カードの機能強化や、更なる普及に向けた取組みを進めていくところ、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考) マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載（技術検証を実施中）
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化（調査研究を実施中）
- ・ マイナポータルなどの UI・UX の最適化

19. 10月開催のG20の成果物について

《1. サステナブルファイナンス》

- G20傘下に設置されているG20サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)が策定した「G20サステナブルファイナンスロードマップ」及び「統合レポート」が承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。
- 具体的な項目として、わが国が主張してきたトランジションファイナンス、すなわち、脱炭素化に向け、グリーンかグリーンでないかという二元論でなく、排出削減が難しいセクターの着実な移行を支援する取組みの必要性が広く認識された。今後SFWGがトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。
- 今後の課題として、サステナブルファイナンスの対象を気候変動だけでなく、生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20で共通の認識となっている。10月31日に公表されたG20ローマ首脳宣言においては、特に生物多様性などに関する財務情報開示の作業の重要性が認識されている。このほか、COP26や、生物多様性に関して気候変動と同様に定量的

な目標設定などを目指す国際会議（COP15）についても、その議論をぜひフォローしていただきたい。

《 2. クロスボーダー送金の改善 》

- クロスボーダー送金の改善については、費用・速さ・透明性・アクセスの4つの課題の対処に向けた定量目標が承認され、2027年末までにグローバルな平均送金コストを1%以下に引き下げることを目指す等、野心的な目標となっている。まずは目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等について日本銀行や民間決済事業者等と議論を行うなど、実現に向けて公的部門と民間部門の連携を進めていきたい。

《 3. FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論 》

- FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論については、「2回目の12ヵ月レビュー報告書」（21年7月公表）及び「改訂暗号資産ガイダンス」（21年10月公表）の2つが公表された。前者の報告書は、特に暗号資産（と暗号資産交換業者）に係るFATF基準の早期実施を求めている。これを踏まえ、後者のガイダンスは、ステーブルコインがFATF基準の対象であること等を明記している。したがって、例えば本邦金融機関がステーブルコインを取り扱う場合には、当然、FATF基準の遵守が必要となり、本報告書及びガイダンスに沿った対応が期待されることとなる。なお、金融庁は、FATFにおいてこれらを担当するコンタクト・グループの共同議長として作業に貢献した。

《 4. G20/OECD コーポレートガバナンス原則の見直し 》

- G20の財務大臣・中銀総裁及び首脳からは、G20/OECD コーポレートガバナンス原則の見直しへの期待が示された。コロナ後を見据えた経済回復に資する重要な作業であり、今後の企業運営に大きく関係するため、関係者の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

20. COP26 の議論・成果物について

- 10月31日から11月13日に開催されたCOP26（気候変動枠組条約締約国

会議) について紹介したい。

- 首脳級、大臣級、様々な会合が開催されたが、特に、11月3日、開催国である英国が「Finance Day」と定め、行われた議論内容について共有したい。各国政府・団体主催の会議が行われ、気候変動問題へ対処するための公的・民間資金の役割について議論された。

主な項目は以下の2点。

- ・ IFRS 財団の傘下でサステナビリティ開示の基準を策定予定の国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board) の設置が公表され、日本を含む各国政府や各基準設定主体が歓迎の意を表明。
 - ・ 民間セクターでの取組みとして、マークカーニー前イングランド銀行総裁が議長を務め、日本の金融機関も参加している GFANZ (The Glasgow Financial Alliance for Net Zero) の活動報告も行われた。民間資金の一層の拡大は、新たな産業・社会構造への転換を促すために不可欠なものである。こうした民間部門の取組みについて、今後連携させていただきたい。
- 今後、COP26 での議論を受けて、2050年ネットゼロに向けた官民の具体的な対策は実装段階に入っていく。金融庁としては、①排出削減が難しいセクターの着実な移行、すなわちトランジションファイナンス、②生物多様性などの気候変動以外のテーマの扱いについて、引き続き、各金融機関と連携して取り組んでまいりたい。

(以 上)